

## 秋田市福祉医療費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市に居住地を有する高齢身体障がい者および重度心身障がい児(者)の心身の健康の保持と生活の安定を図るために実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢身体障がい者 65歳以上の者で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳(障害の級別が4級から6級までのものに限る。)の所持者

(2) 重度心身障がい児(者) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳(障害の程度がAであるものに限る。)の所持者又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳(障害の級別が1級から3級までのものに限る。)の所持者

2 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
- (3) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (4) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

3 この要綱において「社会保険各法」とは、前項第3号から第7号までに掲げる法律をいう。

(受給資格者)

第3条 福祉医療費の支給を受けすることができる者(以下「受給者」という。)は、秋田市に居住地を有する前条第1項各号に掲げる者で、医療保険各法の被保険者又は被扶養者(健康保険法による特別療養費支給対

象者を含む。)とする。ただし、社会保険各法の本人(同項第2号に該当する者を除く。)又は他の法令等の適用を受け、医療に関し福祉医療費と同一の給付を受けることができる者を除く。

(支給期間)

第4条 福祉医療費の支給対象期間の始期および終期は、別表第1(1)によるものとする。

(支給の制限)

第5条 受給者(重度心身障がい児(者)の場合にあっては、社会保険各法の本人であるものに限る。)、受給者の父もしくは母、受給者の配偶者又は受給者の生計を維持している扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める者をいう。)の前年の所得が別表第2に定める額を超えるときは、福祉医療費を支給しない。

2 1月1日から7月31日までの間に支給事由の生じた受給者に対する前項の規定の適用については、同項中「前年」とあるのは「前々年」とする。

3 第1項の所得の範囲およびその額の計算については、受給者が、高齢身体障がい者又は被用者保険の本人である重度心身障がい児(者)の場合にあっては国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第6条および第6条の2の規定を準用する。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、福祉医療費の受給申請があったときは、医療保険各法の被保険者証、身体障害者手帳又は療育手帳等を確認のうえ福祉医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

2 受給者証の期間は、交付日以後最初の7月31日までとし、毎年度8月1日に更新するものとする。ただし、第2条第1項第2号に掲げる者(社会保険各法の本人を除く。)については別表第1(2)に定める期間とすることができる。

3 市長は、受給者が正当な理由なく第11条第1項又は第2項の規定により返還させることとした福祉医療費(以下「返還金」という。)を返還しないときその他市長が必要と認めたときは、受給者証の交付を保留し、

又は既に交付している受給者証の効力を停止することができる。

(福祉医療費の給付)

第7条 市長は、福祉医療費の給付を受けようとする受給者に対し、保険医療機関、保険薬局等において、医療保険被保険者証と受給者証を提示させるものとする。

(支給の範囲)

第8条 福祉医療費の支給額は、次のとおりとする。

(1) 医療の診療月をもって区分し、医療保険各法による給付額を控除した被保険者等負担額（高額療養費、家族高額療養費および付加給付金等を控除した額）とする。

(2) 前号の場合において、入院時食事療養および入院時生活療養に係る標準負担額は除くものとする。

(医療費の確認および支払の委託)

第9条 受給者の医療費の確認および保険医療機関、保険薬局等への医療費等の支払は、秋田県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）および社会保険診療報酬支払基金秋田支部（以下「支払基金」という。）に委託して行うものとする。

2 受給者が、やむを得ない理由により、病院、診療所又は薬局その他の者について診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、市長が必要と認めるときは、別に定める方法により医療に関する給付に代えて現金給付をすることができる。

3 第6条第3項の規定により受給者証の交付を保留され、又は効力を停止されている受給者から福祉医療費の支給申請があった場合において市長が必要と認めるときは、別に定める方法により医療に関する給付に代えて現金給付をすることができる。

4 市長は、前項の規定により福祉医療費を現金給付する場合において、当該現金給付を受ける受給者が返還金を返還していないときは、当該現金給付に係る福祉医療費を当該返還金に充当するものとする。

(委託費の支払)

第10条 市長は、前条の委託に係る費用のうち受給者の自己負担相当額又

は一部負担金に相当する額については、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）に従い、国保連および支払基金からの請求により納付する。

（支給額の返還）

第11条 市長は、支給原因が第三者の行為によって生じ、受給者が損害賠償を受けたときは、損害賠償受領額を限度として、福祉医療費の全部もしくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正の行為によって福祉医療費の支給を受けた者があるとき又は第8条第1号の規定により控除するものとされた額の全部もしくは一部が控除されずに福祉医療費が支給されたときは、既に支給した福祉医療費の額の全部又は一部を返還させることができる。

（関係帳簿等）

第12条 この業務を適正に行うため、秋田市において備える帳簿等は、次の様式および電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）のとおりとする。

- (1) 保険履歴一覧（様式1号）
- (2) 福祉医療費受給者台帳（様式2号）
- (3) 第三者行為等の返還記録（様式3号）
- (4) 高額療養費戻入簿（様式4号）

2 第1項各号に掲げる帳簿等は、それぞれ完結の日の属する年（年度）の翌年（翌年度）から起算して5年間保存するものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、福祉医療費の支給について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行し、改正後の秋田市福祉医療費支給要綱第9条および第10条の規定は、同日以降の診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の確認および医療費等の支払から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月10日から施行し、改正後の要綱は同月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の秋田市福祉医療費支給要綱の規定による受給者証の交付その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の秋田市福祉医療費支給要綱の規定による受給者証の交付その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条および第6条関係）

(1) 新たに福祉医療費を受けることになる者および福祉医療費を受けることができなくなる者に係る支給対象期間の始期および終期

対象区分		法別	始期	終期
重度心身障がい児(者)	後期高齢者医療給付対象者	78	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付適用の日</li> <li>身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属する月の初日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3条に定める受給者でなくなった日又はその日の属する月の末日</li> </ul>
	上記以外の者	73	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属する月の初日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付適用の日の前日</li> <li>第3条に定める受給者でなくなった日又はその日の属する月の末日</li> </ul>
高齢身体障がい者	後期高齢者医療給付対象者	77	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付適用の日</li> <li>身体障害者手帳交付の日の属する月の初日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3条に定める受給者でなくなった日又はその日の属する月の末日</li> </ul>
	上記以外の者	72	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳の誕生日の属する月の初日</li> <li>身体障害者手帳交付の日の属する月の初日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付適用の日の前日</li> <li>第3条に定める受給者でなくなった日又はその日の属する月の末日</li> </ul>

(2) 重度心身障がい児（者）（社会保険各法の本人以外の者）の受給者  
証有効期間の始期および終期

対象区分	法別	始期	終期
後期高齢者医療給付 対象者	78	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付適用の日</li> <li>身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属する月の初日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3条に定める受給者でなくなった日又はその日の属する月の末日</li> </ul>
上記以外の者	73	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳又は療育手帳交付の日の属する月の初日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期高齢者医療給付適用の日の前日</li> <li>第3条に定める受給者でなくなった日又はその日の属する月の末日</li> </ul>

別表第2（第5条関係）

高齢身体障がい者および重度心身障がい児（者）に係る所得制限基準額表

扶養親族等の数	本人所得額	配偶者・扶養義務者所得額
0人	2,695,000円	7,387,000円
1人	3,075,000円	7,636,000円
2人	3,455,000円	7,849,000円
3人	3,835,000円	8,062,000円
4人	4,215,000円	8,275,000円
5人	4,595,000円	8,488,000円

備 考

- 1 扶養親族等の数が5人を超える場合の所得制限基準額は、本人所得額については扶養親族等が1人増すごとに38万円を、配偶者・扶

養義務者所得額については扶養親族等が1人増すごとに21万3千円を、扶養親族等の数が5人の場合の所得制限基準額にそれぞれ加算した額とする。

- 2 本人所得額において、扶養親族に70歳以上の者があるときは、当該70歳以上の扶養親族1人につき10万円を、16歳以上23歳未満の者があるときは当該16歳以上23歳未満の扶養親族1人につき15万円をその額に加算した額とする。
- 3 配偶者・扶養義務者所得額において、扶養親族に70歳以上の者があるときは、その額に当該70歳以上の扶養親族1人につき（すべての扶養親族が70歳以上であるときは、当該扶養親族のうち1人を除いた扶養親族1人につき）6万円を加算した額とする。